

11月25日(金)から12月1日(木)は「犯罪被害者週間」です

あなたは犯罪の被害にあったことがありますか？

残念ながら、毎日どこかで犯罪の被害にあっている人がいます。

・犯罪の被害にあうとどうなるのか
・犯罪の被害にあった場合、どのような支援が受けられるのか

・犯罪の被害にあった人にどう接したら良いのか

自分自身や身近な人が被害にあうまでも、そのことを知らない人も多いと思います。専門家でなくても、被害にあわれた方のためにできることがあります。社会全体で被害にあわれた方々のことを考え、被害者支援の輪を広げていきましょう。

○いつもと変わらずに普段通りあいさつをする

○興味本位に事件のうわさ話をしない

○被害者の側に寄り添って話を聞く

『被害にあわれた方々を気遣い、優しい気持ちで接する』ことが大切です。

警察では、被害にあわれた方やそのご家族などに対して、病院等への付き添い、情報提供、各種専門機関等の紹介や困りごとの相談などを行っています。

もし、あなたの周りの人が被害にあってしまったら…一人で悩まずに、誰かに相談してください。

警察の相談窓口

警察は各種の相談窓口を設け、被害にあわれた方々からのさまざまな相談に対応しています。被害にあわれたご本人だけでなく、ご家族やご友人からの相談も受け付けています。

また、警察だけでは対応できないことについては、専門の機関をご紹介しますので、どこに相談したらよいかわからないう場合にも、警察の相談窓口をご利用ください。

なお、「110番」通報は、事件や事故などで緊急の場合にのみご利用ください。

○警察本部「けいさつ相談室」

☎025-283-9110

(☞携帯電話の方はこちらへ)

☎#9110(プッシュ式電話)

○警察本部「女性被害110番」

☎025-281-7890

○佐渡西警察署

☎0259-74-0110

○佐渡東警察署

☎0259-27-0110

ご存じですか？犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為(殺人や傷害など)により、不慮の死亡、重傷病または障害という重大な被害を

受けたにもかかわらず、公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図るものです。

給付金には、重傷病給付金、障害給付金、遺族給付金の3種類があり、犯罪被害により、次の場合に支給されます。

①身体に重大な負傷または疾病(重傷病)を受けた場合

②身体に障害(1〜14級)が残った場合

③死亡した場合

犯罪被害者等給付金は、犯罪行為による死亡、重傷病または障害の発生を知った日から2年を経過したとき、または当該死亡、重傷病または障害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

ただし、やむを得ない理由により申請ができなかったときは、理由のやんだ日から6カ月以内に限り、申請することができます。

申請の手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署または、警察本部警務部警務課 犯罪被害者支援室

☎025-285-0110(代表)までお問い合わせください。

キャリア教育推進イベント 「佐渡再発見」を開催します

佐渡で育つ小・中学生とその保護者の方々に、佐渡のさまざまな企業を知ってもらうためのイベントを開催します。

各企業がブースを設置し、魚を捕る網や工事道具など、普段見られないものに間近で触れながら、簡単な職場体験や説明を受けることができます。

楽しくお仕事体験をした方は、ぜひお越しください。



昨年の説明会の様子

日時 12月4日(日)

午後1時〜3時30分

(受付 午後0時30分から)

場所 金井コミュニケーションセンター

(千種240番地)

対象者 小・中学生、保護者

の方々

内容

・プレイベント(子ども鬼太鼓)
・企業十数社の職場体験や説明
・課題解決型職場体験発表(予定)

お問い合わせ

市役所産業振興課

雇用対策係 ☎63-3791